

河南町総合教育会議運営要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、河南町総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（構成員）

第2条 会議は、町長及び教育委員会をもって構成する。

（招集）

第3条 町長は、会議を招集しようとするときは、会議開催の概ね1週間前までに会議開催の日時、場所、協議・調整事項、傍聴の可否予定その他会議開催に関する事項（以下「会議開催事項」という。）を公表するものとする。また、会議開催事項に変更が生じた場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、会議の招集が急施を要し、公表することができないときは、これを省略することができる。
- 3 町長は、第1項の規定により会議の招集を公表したときは、教育委員会に会議の招集通知を行うものとする。また、前項の規定により公表を省略した場合においても、同様とする。
- 4 会議招集の通知後に急施を要する事件があるときは、前項の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に付議することができる。

（町長職務代理による招集）

第4条 教育委員会が、法第1条の4第1項第2号に規定する内容について、町長と緊急に協議する必要があるとして、同条第4項の規定により会議の招集を求める場合において、職務代理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定に基づき町長の職務を代理する者をいう。以下この条において同じ。）を置いているときは、職務代理者をもって会議の招集ができるものとする。

- 2 前項の規定を適用するにあたっては、この要綱において、「町長」とあるのは「職務代理者」と読み替える。

（会議）

第5条 会議は、町長が議長となる。

- 2 町長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

（会議の公開等）

第6条 会議は公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

（会議の傍聴等）

第7条 会議は、原則として傍聴を認めるものとする。ただし、前条ただし書きの規定により会議の全部又は一部が非公開となった場合は、非公開に該当する限りにおいて傍聴を認めないものとする。

- 2 会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(議事録等)

第8条 会議の議事概要及び関係資料等（河南町情報公開条例（平成12年河南町条例第34号）第6条又は第7条の規定に該当する情報に係るものを除く。）は、会議終了後速やかに公表する。ただし、第6条ただし書きにより非公開とした会議の議事概要及び関係資料等については、そのおそれや公益上の必要がなくなったと認められる段階で公表するものとする。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、総合政策部秘書企画課において行う。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

河南町総合教育会議傍聴要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、河南町総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の傍聴に関して必要な事項を定める。

（傍聴定員）

第2条 傍聴者の定員は10名とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、総合教育会議の開催場所の規模等を勘案して傍聴者の定員を定めることができる。
- 3 傍聴希望者が、前各項に規定する定員を超えるときは、抽選により傍聴者を決定するものとする。

（傍聴の受付）

第3条 傍聴の受付は、開場から会議開始10分前までの間に行うものとする。ただし、会議開始10分前に、傍聴者が前条に規定する定員に満たない場合は、総合教育会議は、同時刻以降に傍聴を希望する者に係る許可を行うことができる。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、氏名、住所を受付簿に記入しなければならない。

（傍聴することができない者）

第4条 次の各号に掲げる者のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器、刃物その他の危険物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (4) 笛、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (5) 前各号に定める者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を携帯している者

（傍聴者の守るべき事項）

第5条 傍聴者は、指定する傍聴席において傍聴しなければならない。

- 2 傍聴者は、傍聴する際は、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 静粛にし、かつ、会議における言動に対して拍手その他の方法で賛否の意思表示をしてはならない。
 - (2) 騒ぎ立ててはならない。
 - (3) 示威的行為をしてはならない。
 - (4) 飲食をしてはならない。ただし、総合教育会議が認める場合は、この限りでない。
 - (5) 前各号に掲げる事項のほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げとなる行為はしてはならない。
- 3 傍聴者は、写真若しくはビデオ等の撮影をし、又は録音をしてはならない。ただし、総合教育会議の許可を得た者は、この限りではない。
- 4 傍聴者は、総合教育会議の指示に従わなければならない。

（傍聴者への配布資料等）

第6条 傍聴者には、会議次第、協議・調整を行う事項等を記載した資料、その他総合教育会議が必要と認める資料を配布するものとする。

(傍聴者の退場)

第7条 傍聴者は、会議を非公開とする決定がなされたときは、速やかに退場しなければならない。

2 総合教育会議は、傍聴者がこの要領に違反するときはこれを制止し、又はその命令に従わないときは退場させることができるものとする。

(報道関係者の取扱い)

第8条 報道関係者については、第2条及び第3条の規定は適用しない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

自治日報 (平成 27 年 8 月 7・14 日合併号)

総合教育会議

6 月時点で 4 割が開催 文科省調査

文部科学省は七月二十八日、四月に始まった新教育委員会制度で自治体に設置

が義務付けられた「総合教育会議」について、実際に開催した都道府県・市区町村は六月一日時点で全体の四〇・九％にとどまったと発表した。原則公開の場で首長と教育委員会が教育行政の基本方針について議論するのが総合教育会議で、同省は「民意を反映した教育行政を推進するため、積極的な活用を」と促している。

調査は全ての都道府県・指定都市六七団体、市区町村一、七二八団体を対象に六月に実施した。

会議の開催状況では、都道府県・指定市では六八・七％に当たる四六団体、市区町村では三九・八％に当たる六八四団体が「既に開催」と回答。一方、「開催未定」としたのは都道府県・指定市で三団体、市区町村では三八七団体で、全体の約二割が制度導入から二カ月後も開催予定のないことが分かった。

会議での協議項目は「学力向上に関する施策」「いじめ防止対策」が目立った。議事録は全団体で作成されていたが、市区町村ではホームページでの公表が七五・四％にとどまり、七団体は公表していなかった。